

**金融監督等にあたっての留意事項について**  
**－事務ガイドライン－第三冊分：金融会社関係(案)に対する意見**

平成17年2月25日

〔提出者名〕 在日米国商工会議所 プライバシー・タスクフォース  
及び金融サービス委員会  
〔住所〕 〒106-0041 東京都港区麻布台2-4-5メソニック39MTビル10階  
〔連絡先〕 在日米国商工会議所渉外室  
〔電話〕 03-3433-7358  
〔FAX〕 03-3433-8454

「個人顧客情報の取扱い等に関する関連事務ガイドライン等の改正(案)」に対する意見募集がありましたので、そのうちの「金融監督等にあたっての留意事項について－事務ガイドライン－第三冊分：金融会社関係(案)」について、下記の通り意見を申し上げます。ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

**1. 3-2-2(2)② について**

**(意見)**

この条項に、以下のように下線部分を追加する必要があります。

②「信用情報機関から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の同意がない限り返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置が講じられていないこと。」

**(理由)**

資金需要者の同意があれば、信用情報機関から提供を受けた情報であっても、返済能力の調査以外の目的にその情報を利用できるようにする必要があります。金融会社は顧客をよりよく知ることによってサービスを向上し、ビジネスを開発します。そのため米国の銀行などでは、資金需要者の同意を得た上で、信用情報機関から提供を受けた情報や、その他顧客の口座の使い方などの情報を使って、顧客の「Behavior Score（「途上与信スコアリング」）」を開発し、どのような金融商品や金融サービスが必要とされているか、あるいは適しているかを評価したり、予備審査の為に使ったりします。この条項に上記のような修正がなければ、このような日常的に行われる企業活動を阻害する恐れがあります。

## 2. 3-6 二1 (4)について

### (意見)

この条項に、以下のように下線部分を追加する必要があります。

(4)「機関が取得・登録できる信用情報は、会員の提出する信用情報のほか、破産手続開始決定・失踪宣告その他の公的記録、手形交換所の不渡情報・取引停止処分情報等の客観的事実に限るものとし、会員が資金需要者の返済能力の調査をするためや、会員が資金需要者から同意を得たその他の利用目的のために必要な事項にとどめることとする。」

### (理由)

前項の意見の理由で述べたとおり、資金需要者の同意があれば、返済能力の調査以外の目的にその情報を取得・利用できるようにする必要があります。この条項に上記のような修正がされなければ、日常的に行われる企業活動を阻害する恐れがあります。

## 3. 3-6 二1 (5) ④について

### (意見)

この条項に、以下のように下線部分を追加する必要があります。

④「当該信用情報は、法第30条第2項の規定に基づき、利用目的は、資金需要者の返済能力の調査目的、および資金需要者から同意を得た利用目的に限定されること」。

### (理由)

法第30条第2項は、利用目的を資金需要者の返済能力の調査目的に限定するとは定めていません。<sup>1</sup> よって、前項の意見の理由で述べた通り、資金需要者の同意があれば、返済能力の調査以外の目的にその情報を利用できるように変更すべきだと思います。さもなければ、前項で説明したような日常的に行われる企業活動を阻害する恐れがあります。

---

<sup>1</sup>法第三十条第二項は以下のように規定しています：

第三十条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十五条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

#### 4. 3-6二1(8)(注)(i)について

##### (意見)

この条項を以下のように修正する必要があります。

「資金需要者の返済能力の調査、および資金需要者から同意を得た利用目的に必要な場合。」

##### (理由)

前項の意見の理由で述べたとおり、資金需要者の同意があれば返済能力の調査以外の目的にその情報を利用できるようにする必要があります。この条項に上記のような修正がされなければ、日常的に行われる企業活動を阻害する恐れがあります。

#### 5. 3-2-2 ③、3-6二1(6)、11-3-11(2)について

##### (意見)

これらの条項における機微情報・非公開情報の定義は保護法ガイドライン第6条と少々食い違っております。すなわち、ガイドライン第6条では「政治的見解」、「信教(宗教・思想・信条をいう)」なども機微情報として規定されておりますが、この事務ガイドラインには政治的見解および信条以外の信教の項目(宗教・思想)が含まれていません。事務ガイドラインでの定義の方が、情報を収集する者にとって現実的ですので、本ガイドラインと事務ガイドラインとの整合性を図る為「政治的見解」および「思想」など、量りがたい情報は本ガイドラインから削除するべきだと思います。

以上